

7山日漁調指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和7年6月13日

山口県日本海海区漁業調整委員会
会 長 中 島 均

1 指示する内容

(1) 漁法の禁止

夜間潜水して水産動植物を採捕してはならない。

(2) 禁止する海域

山口県日本海海区

2 指示の有効期間

令和7年7月1日から令和10年6月30日まで